

栃木市運賃協議会委員の選任について

【運賃協議会設置の背景】

本市のふれあいバス及び蔵タクの運賃等については、栃木市地域公共交通会議において協議を行っていたが、乗合旅客運送の運賃等を複数の関係する事業者及び事業者団体を構成員とする会議において協議することは、公正な競争を阻害し、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、令和5年10月に道路運送法の一部が改正され、地域公共交通会議とは別の会議で当該運賃等を協議するように規定されたため、栃木市運賃協議会を設置する必要が生じました。

なお、栃木市運賃協議会の委員構成については、栃木市運賃協議会設置要綱により下表のとおり規定されております。

委員は6名以内とし、下表の者を構成員とします。

No.	道路運送法の区分	地域公共交通会議の区分	委員
1	一般乗用旅客自動車運送事業者	—	運賃等の協議を必要とする運行事業者
2	地方運輸局長	4号委員	関東運輸局栃木運輸支局
3	住民又は利用者を代表する者	1号委員	住民代表1名
4	市区町村	8号委員	市職員（生活環境部長）
5	その他市長が認める者	—	※必要に応じて （他市町職員、有識者等）

運賃協議会は、運賃等の協議を必要とする運行事業者ごとに開催します。